

豊中市審査請求に係る標準審理期間を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第16条の規定に基づき審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間（以下「標準審理期間」という。）について必要な事項を定める。

(標準審理期間)

第2条 市長が審査庁となるべき行政庁である場合の標準審理期間は、審査請求があった日から6箇月とする。ただし、次に掲げる期間は、標準審理期間から除くものとする。

- (1) 審査請求書に不備がある場合の補正に要する期間
- (2) 口頭意見陳述その他審理関係人の審理手続の申立ての有無の事情によって変動する期間

(標準審理期間を公にする方法)

第3条 前条に規定する標準審理期間は、市のホームページへの掲載その他適切な方法により公にするものとする。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から実施する。